

総会宣言

3月11日に発生した東日本大震災と福島第1原発事故は、未曾有の被害をもたらすとともに、職場・地域に大きな影響を与えました。長年続けられてきた公務員削減、病院の統廃合は被害を拡大し、働く仲間に過労死や労働災害をもたらしています。膨大ながれき処理は、アスベストなど化学物質への対策がまったく不十分なまま続けられています。原発労働者に対しては「緊急対応」の名のもとに、被曝線量上限の引き上げさえ行われています。

全国センターは、4月に「東日本大震災における健康障害予防に関する要請」を政府に行い、6月には宮城センターの協力のもと現地調査を実施し、その後の環境省・厚生省要請に生かしてきました。

震災・原発問題は、日常の労働安全衛生活動、健康に働き続けられる職場づくりの取り組みがなにより重要なことも鮮明にしました。6月に名古屋で開催した労安中央学校には開催地・愛知センターをはじめとした積極的な取り組みにより、過去最高の230人の受講者を得て、職場の活動の力となりました。

労働基準行政に対しては、「脳・心臓疾患の労災認定基準」および「精神障害の労災認定基準」の改訂要求を行ってきました。裁判での過労死・労災認定判例を生かし、過労死防止基本法を求める運動とともに、長時間労働を規制し、過労死・過労自死のない職場と社会づくりが求められています。

一刻も早い復興を望む国民に対して、政府が推し進めようとしているのは、TPPへの参加であり、増税であり、医療・年金、雇用、社会保障の大改悪です。震災復興を機に、広く日本社会のあり方が問われている今、働くもののいのちと健康を守る活動分野での取り組み強化が求められています。「いの健」地方センターは8月の石川センター再結成、10月の「ネットワークさが」の正式加入で過半数をこえました。すべての都道府県での結成が期待されています。

国民の生命・健康よりも産業社会の発展を優先させた泉南アスベスト訴訟大阪高裁不当判決は、全国各地に大きな怒りを呼び起こしました。この判決を許せば公害問題に限らず、薬害、原発被害さえ、「社会的必要性」や「工業的有用性」のために、生命と健康がないがしろにされてしまいます。1000人を超す弁護士が上告審代理人に就任し、東京での「最高裁勝利をめざす集会」成功に示されるように、被害の早期救済・全面解決の世論と運動が急速に広がっています。

職場で地域で、人間らしく働くこと、生きることへの要求は広がり、連帯・共同が進んでいます。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、本日、第14回総会を開き、働くものを取り巻く情勢への認識を深め、「いの健」運動の果たす役割の大きさを再確認しました。討論を通じて「すべての働く人にディーセントワークを。政策・制度要求の実現、全都道府県での地方センターの確立で、働くもののいのちと健康を守る事業の新たな地平を切り拓こう」のスローガンのもと、1年間の活動方針を決定しました。

「原発ゼロ」をめざす国民的共同、いのちと健康を守る活動の一翼を担い、健康で安心して働ける職場・社会をめざしましょう。

以上、宣言します。

2011年12月9日

働くもののいのちと健康を守る全国センター 第14回総会